

コミュニティ助成事業について

1 実施主体

一般財団法人自治総合センター

2 趣旨

宝くじの収益を財源に、社会貢献広報事業として実施しており、コミュニティ活動に必要な備品や集会施設の整備などに対して助成を行うことで、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図り、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与することを目的としている。

3 コミュニティ助成事業の種類について

(1) 一般コミュニティ助成事業

助成対象事業	住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等（建築物や消耗品は除く。）の整備に関する事業
助成金額	事業費の10分の10以内で、100万円から250万円まで（10万円未満切り捨て）
助成対象事業の例	イベント用品の整備（テント、いす、テーブル等）、お祭り用品の整備（太鼓、神輿、矢倉等）等
助成の対象と ならないもの	建築物、消耗品、防災備品、基礎工事（アンカー工事含む）を伴う倉庫、ホテル等の育成に関する設備・備品等

〔備考〕

- ※ 市から（一財）自治総合センターへ提出できる件数に上限があるため、必ず申請できるものではありません。
- ※ 助成対象として購入した全てのものに広報表示（クーちゃんマーク）が必要です。
- ※ 倉庫を設置する際は、倉庫を設置する土地の登記簿及び土地の所有者の承諾書も必要になります。
- ※ （一財）自治総合センターへの申請後、購入予定の備品の型番変更はできません。



(2) コミュニティセンター助成事業

助成対象事業	住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設（町内会集会所等）の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品の整備に関する事業
助成金額	対象事業費の5分の3以内で2,000万円まで（10万円未満切り捨て）
助成対象経費の例	建設工事費、建物登記費用、設計監理料
助成の対象と ならないもの	建築基準法上の大規模修繕に該当しない改修、既存建物の増築、土地や建物に抵当権等の権利関係が付着しているもの、建設の決定に対する住民の総意、土地や財源の確保等に懸念があるもの等

〔備考〕

- ※ 単独の認可地縁団体名義の建物の保存登記が必要となります。
- ※ 大規模修繕の場合、建築主事による大規模修繕に該当する旨の証明書が必要な場合があります。また、登記名義人が単独の認可地縁団体（所有権保存登記済）となっているものに限ります。

4 申請スケジュールについて

7月～8月 申請準備（概算費用算出・必要書類入手等）

9月～10月 申請

翌年3月末 申請結果通知

5 コミュニティ助成事業の活用について

一般コミュニティ助成事業及びコミュニティセンター助成事業について、活用を御希望される場合は、5月末までに地域活動推進課に御相談ください。

地域活動推進課：048-477-1583（直通）

- ※ 今後、事業が実施されない場合や条件等に変更が生じる可能性がございますので御了承ください。